



豊監公表第8号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年（2022年）4月28日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	大 田 康 治
同	神 原 宏 一 郎

令和4年(2022年) 3月31日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長 内 繁 樹

(公 印 省 略)

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和3年10月29日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
人権政策課 (指定管理者が 購入した備品に ついて)	指定管理者管理施設である とよなか国際交流センターに かかる指定管理者(公益財団 法人とよなか国際交流協会) との基本協定書では、指定管 理者が指定管理料で購入した 備品について、指定管理者に その備品が帰属するのか、施 設設置者の市に帰属するのか 不明確であるので、明確にさ れたい。	とよなか国際交流センターにか かる指定管理者(公益財団法人と よなか国際交流協会)との基本協 定書第19条(備品等の貸与)につ いて、指定管理委託料で購入した 備品を施設設置者の市に帰属す る旨を明確に記載するように変更し ます。 なお、令和3年度は備品の購入 がないため、令和4年度から基本 協定書を変更します。

<p>人権政策課 （情報通信備品等について）</p>	<p>とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの備品については、視聴覚機器やインターネット通信設備の老朽化により、利用者の利便性が低い状況も見受けられる。今後、そうした情報通信備品等への利用者ニーズの高まりが想定されることから、情報通信備品等の整備に努め、さらなる利用者の満足度向上、貸室利用率の向上を図られたい。</p>	<p>貸室におけるデジタル機器の整備については、今後検討を進めてまいります。</p> <p>なお、情報ライブラリーの映像資料視聴用モニター1台について令和4年度の更新を予定しています。</p> <p>また、導入したモバイル端末を利用して、令和4年度からアウトリーチ（地域啓発）や相談事業を行い、利用者の利便性や市民サービスの向上を図ります。</p>
<p>人権政策課 （貸室の利用料について）</p>	<p>とよなか国際交流センター及びとよなか男女共同参画推進センターすてっぷにおける貸室利用料については、施設目的と施設目的以外とで利用料金の設定が異なっていますが、その具体の判断に際しての基準、細則等はなく、施設管理者である指定管理者の裁量にゆだねられているところである。利用者間の公平性、適正な受益者負担の観点から、判断に際しての基準、細則等の策定を検討されたい。</p>	<p>とよなか国際交流センター及びとよなか男女共同参画推進センターすてっぷにおける貸室業務の内規を令和4年（2022年）4月1日施行で策定し、施設の目的利用・減免・使用料の返還について具体的な判断基準を示します。</p>

令和4年(2022年) 3月31日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長 内 繁 樹

(公 印 省 略)

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和3年10月29日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
(公益財団法人) とよなか国際交流協会【財政援助団体】	とよなか交際交流センター貸室の釣銭について、私金(公益財団法人とよなか国際交流協会の元理事の拠出金)を使用していた。釣銭についての私金の使用については、速やかに改善されたい。	貸室業務の釣銭については、とよなか国際交流協会の法人会計から準備し、使用するよう改善することを同協会から報告を受けています。